

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第4版】

更新日：令和7年5月12日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
32	訪問型サービスA	報酬・加算	訪問型サービスAに処遇改善加算はあるか。また利用者負担があるか。	訪問型サービスAは処遇改善加算が設定されており、従前相当と同様、利用者負担があり、加算分は区分支給限度額の対象外となります。	4月11日
33	訪問型サービスA	報酬・加算	訪問型サービスAの「緩和型推進評価加算」の算定のため、介護福祉士等の有資格者が「生活支援ヘルパー」の資格を取ること加算要件になるか。	宝塚市生活支援ヘルパーの研修受講は、介護福祉士等の有資格者が受講することができないため、不可となります。	4月11日
34	訪問型サービスA	報酬・加算	訪問型サービスA「緩和型推進評価加算」の訪問型サービスA利用割合30%について、1か月単位で加算有、加算無、と算定できるか？	「緩和型推進評価加算」は1月ごとの算定となるため、可能です。よって当該サービス利用月において算定要件を満たさなかった（利用割合が30%未満等）場合は、加算無しで算定していただくことになります。	4月11日
35	訪問型サービスA	運用に関すること	区分変更（要介護を求めて）をかけている利用者に、訪問型サービスAでサービス提供をしており、遡って要介護の認定が出た場合、要介護者に訪問型サービスAでのサービスを提供したこととなってしまうが、提供事業者は過誤で取り下げをしなければならない（請求できない）のか？	制度上の仕組みでは『ガイドライン』17ページ参照。「継続利用要介護者」として算定が可能です。但し、国保連合会のシステムが継続利用要介護者未対応のため、システム改修が完了次第、請求可能となります（令和8年春頃の予定）。	4月11日
36	訪問型サービスA	指定基準	生活支援ヘルパー養成研修はどのように周知方法しているか。	市の広報誌・公式ホームページにて周知しているほか、サービスセンター等の公共施設でちらしを配布しています。	4月11日
37	訪問型サービスA	指定基準	生活支援ヘルパー養成研修の概要、開催回数、募集人数について	令和7年度は年2回、各回定員15名を予定しています。応募人数が多ければ開催回数を増やすことも検討しています。	4月11日
38	訪問型サービスA	報酬・加算	訪問型サービスAの令和8年4月から開始予定の「有資格者訪問加算」について、有資格者の訪問は、例えば週1回の利用者で月4回の利用の場合、月に1回だけ有資格者がいかざるを得なかった場合は算定できないのか？	「有資格者訪問加算」の算定要件として、月1回有資格者がサービス提供していれば算定可能となります。	4月11日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
39	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	要支援の方転倒リスクあり。転倒予防のため見守りながら一緒に掃除をしているが、サービスAに移行すると、身体介護は行えないので、見守りながら一緒に掃除はできないのか？また、転倒リスクがあるが、掃除の意欲のある方はどのようにすればいいのか？ このような場合は従前相当のサービスが利用できるのか？	個別のケースにもよりますが、本ケースは「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」（以下、自立支援の見守りの援助）と思われます。自立支援の見守りの援助は介護保険制度の訪問介護におけるサービス行為ごとに区分において、「身体介護」に規定されます。よって、要支援者の身体介護は従前相当サービス（介護予防訪問型サービス）の利用となります。	4月19日
40	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	基本チェックリストの記入誤りがあった場合の修正方法について	記入誤りがあった場合、二重線で訂正し、正しい選択肢に丸をつけてください。その際、訂正印は不要です。	4月22日
41	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	ガイドライン38ページ、介護予防訪問型サービス従前相当の利用基準についてですが、介護予防給付が入っている方も基本的には訪問型サービスAを利用、しかし介護予防給付が入っていて、かつ、認知症であったり身体介護が必要だとケアマネジメントにより判断した場合は理由書の提出は必要なしで従前相当の提供が可能、という考え方で良いのでしょうか。	身体介護を含む場合や認知症等により専門的な支援が必要と判断した場合でも、理由書の提出は必要です。	4月23日
42	基本チェックリストによる事業対象者への移行	運用に関すること	サービス付き高齢者向け住宅等に居住している利用者全ては事業対象者に移行せず、通常の認定更新を行うのか。	サービス付き高齢者向け住宅等（以下、サ高住等）への居住の有無だけで判断するものではありません。判断するポイントとして、サ高住等にかかる特定施設入居者生活介護の指定の有無、及び、当該利用者の契約の有無を確認します（※以下の3パターンが想定されます）。 ①特定施設入居者生活介護の指定を受けたサ高住等において、当該利用者が特定施設入居者生活介護の利用契約を締結している場合 ②特定施設入居者生活介護の指定を受けたサ高住等において、当該利用者が特定施設入居者生活介護の利用契約を締結していない場合 ③特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住等に居住する場合 →①は予防給付の利用（介護予防特定施設入居者生活介護）になりますので、認定更新手続きを行う必要があります。 →②及び③の場合、『宝塚市基本チェックリスト運用マニュアル（1.0版）』に沿って事業対象者の移行の可否を判断します。 特定施設入居者生活介護の事業所一覧は下記のリンク（県HP）をご参照ください。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000099.html	5月2日

※第4版は4/11から5/2までに受付分になります。